

令和2年度

北杜市一般廃棄物処理実施計画

1. 目的

本実施計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」及び「第二次北杜市環境基本計画」に基づき、令和2年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

2. 計画期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3. 計画区域 北杜市全域

4. 廃棄物の処理計画

(1) 生活系・事業系廃棄物処理量の見込み

	区 分	単位	発生量(t)
生活系ごみ	可燃ごみ	t/年	4,798
	不燃ごみ	t/年	411
	可燃粗大ごみ	t/年	139
	不燃粗大ごみ	t/年	239
	資源物	t/年	2,739
	特定ごみ	t/年	27
	集団資源回収	t/年	—
	生活系ごみ年間排出量	t/年	8,354
事業系ごみ	事業系可燃ごみ	t/年	3,690
	事業系不燃ごみ	t/年	198
	事業系ごみ年間排出量	t/年	3,888
計	ごみ排出量	t/年	12,242

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理量の見込み

項 目	汲み取りし尿量(kl)	浄化槽汚泥量(kl)	合併浄化槽汚泥量(kl)
し尿・浄化槽汚泥	1,153	1,015	8,599

(3) 最終処分量の見込み

項 目	処分量(t)
一般廃棄物最終処分量	56
し渣焼却残渣	68

5. 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	委託業者 住民(直接搬入)	峡北広域環境衛生センター 焼却施設	資源化 民間委託
不燃ごみ	委託業者 住民(直接搬入)	峡北広域環境衛生センター リサイクルプラザ	資源化 民間委託
可燃粗大ごみ	委託業者 住民(直接搬入)	峡北広域環境衛生センター 焼却施設	資源化 民間委託
不燃粗大ごみ	委託業者 住民(直接搬入)	峡北広域環境衛生センター リサイクルプラザ	資源化 民間委託
資源物	委託業者	委託業者	—
特定ごみ	委託業者	委託業者	民間委託
事業系可燃ごみ	許可業者 事業者(直接搬入)	峡北広域環境衛生センター 焼却施設	資源化 民間委託
事業系不燃ごみ	許可業者 事業者(直接搬入)	峡北広域環境衛生センター リサイクルプラザ	資源化 民間委託

6. 一般廃棄物の処理計画

(1) ごみの排出抑制・減量化計画

【生活系】

項目	計画内容
PR活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等による定期的な啓発 ・ 市ホームページでの啓発 ・ ごみ・資源物分別マニュアルによる啓発 ・ 各種団体を対象としたごみ分別出前講座の実施 ・ 食品ロス削減に関する啓発 ・ 30・10運動の推進
各種団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノーレジ袋推進連絡協議会、山梨県との連携によるノーレジ袋、マイバックの推進 ・ 地域環境委員を対象とした講習会の開催
生ごみ等減量化支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭から排出されるごみの減量化対策の一環として、家庭から発生する生ごみを自家処理するため、生ごみ処理機及び処理容器購入者に対し、購入金額の2分の1以内(限度額25,000円)(処理容器は限度額3,000円)を予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、市内に住所を有する市民に限る。

【事業系】

- ・ 一般廃棄物処理業の許可業者に対し法令に基づく報告を求め、市内事業系一般廃棄物の発生状況を把握する。
- ・ 多量排出事業者に対して、廃棄物管理責任者の設置及び廃棄物減量計画書の作成を依頼し、

必要に応じて立入り調査の実施と減量化指導を行う。また、市内収集運搬業の許可業者と協力し、事業者に対して資源化の啓蒙を行う。

- ・ 商工会と連携し、市内飲食店への食品ロス削減に向けた啓蒙を行う。

(2) 収集運搬計画

(1) 収集区域の範囲

北杜市全域とする。

(2) 収集の方法及び回数

a 家庭から排出される一般廃棄物

(a) 拠点収集計画

家庭から排出される一般廃棄物は、市が年間スケジュールを立て次の区分により委託で収集する。

なお、分別方法・排出方法の詳細は、別に定める「ごみ収集カレンダー及びごみ・資源物分別マニュアル」のとおりとする。

区 分		全 域		
可燃ごみ		毎週2回 北杜市指定ごみ袋により、ステーション方式で収集		
不燃ごみ		毎月2回 北杜市指定ごみ袋により、ステーション方式で収集		
可燃粗大ごみ		毎月1回 ステーション方式で収集		
不燃粗大ごみ		毎月1回 ステーション方式で収集		
特定ごみ (蛍光灯・乾電池等)		年6回 ステーション方式で収集		
危険ごみ (ガス・スプレー缶、ライター)		年6回 ステーション方式で収集		
資 源 物	区 分		明野町、長坂町、大泉町 白州町、武川町	須玉町、高根町、小淵沢町
	缶類	アルミ缶	排出場所備え付けのネット、 ボックス等によりステーション 方式で収集	北杜市指定資源物収集袋に より、ステーション方式で収集
		スチール缶		
	びん類	無色びん	コンテナにより、ステーション方式で収集	
		茶色びん		
		その他びん		
	紙類	ミックス紙	紙袋又は紙紐にて結束によりステーション方式で収集	
		新聞・チラシ 雑誌 牛乳パック ダンボール	十字結束によりステーション方式で収集	
	プラ類	ペットボトル プラスチック包装	排出場所備え付けのネット、 ボックス等によりステーション	北杜市指定資源物収集袋に より、ステーション方式で収集

	発泡スチロールトレイ	方式で収集
布	綿 100%布	十字結束によりステーション方式で収集
廃食用油	天ぷら油	各総合支所等備え付けのドラム缶で回収

(b) 有料収集計画

峡北広域環境衛生センターで処理できない適正処理困難物、大型粗大ごみは年1回町毎に有料収集を実施する。

b 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により事業活動に伴い、事務所や店舗等から排出される一般廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理することを原則とし、適正に処理されるよう指導を行っていく。

(3) 中間処理計画

ア 可燃・不燃・粗大ごみ処理施設の概要

a. 焼却施設の概要

項目	内容
施設名称	峡北広域環境衛生センター(可燃ごみ溶融施設)
施設所管	峡北広域行政事務組合
所在地	山梨県韮崎市龍岡町下條南割1895番地
処理方式	キルン式ガス化溶融方式
処理能力	160t/24h(80t/24h×2炉)

b. 不燃ごみ処理施設の概要

項目	内容
施設名称	峡北広域環境衛生センターリサイクルプラザ
施設所管	峡北広域行政事務組合
所在地	山梨県韮崎市龍岡町下條南割1895番地
処理方式	破碎、2種類選別(鉄・アルミ)
処理能力	15t/5h(不燃ごみ13.5t、不燃粗大ごみ1.5t)

※ 焼却施設では、焼却残渣から鉄・アルミは回収し、焼却灰は溶融しスラグ化したあと、資源としてリサイクルを行う。

※ 不燃ごみ、不燃粗大ごみは、破碎、選別後鉄・アルミを取り出しリサイクルを行い、残った可燃物は焼却し、不燃残渣物は最終処分する。

イ 資源物中間処理施設の概要

a. 缶類(アルミ缶・スチール缶)の中間処理施設の概要及び処理量

名称	イワショー(株)	(株)西商店
所在地	北杜市武川町牧原1360-1	韮崎市龍岡町下條南割西原445番地1
処理方式	分別、圧縮	
処理量	78t/年	

b. 紙類(新聞・チラシ・雑誌・ダンボール・牛乳パック)の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	国土興産(株)総合リサイクルセンターコクド	イワショー(株)
所 在 地	北杜市須玉町下津金4305	北杜市武川町牧原1360番地1
処理方式	分別、圧縮	
処 理 量	新聞・チラシ984t/年、雑誌530t/年、ダンボール456t/年、牛乳パック6t/年	

c. 紙類(ミックス紙)

名 称	国土興産(株)総合リサイクルセンターコクド	
所 在 地	北杜市須玉町下津金4305	
処理方式	分別、圧縮、梱包	
処 理 量	221t/年	

d. びん類(無色・茶色・その他)の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	国土興産(株)高根工場	(株)西商店
所 在 地	北杜市高根町蔵原898-1	韮崎市龍岡町下條南割西原445番地1
処理方式	分別、保管	
処 理 量	無色びん66t/年、茶色びん91t/年、その他びん117t/年	

e. プラ類(ペットボトル・発泡スチロール・発泡トレイ)の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	国土興産(株)総合リサイクルセンターコクド	
所 在 地	北杜市須玉町下津金4305	
処理方式	分別、圧縮、梱包	
処 理 量	181t/年	

f. 布の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	国土興産(株)総合リサイクルセンターコクド	
所 在 地	北杜市須玉町下津金4305	
処理方式	分別、圧縮、梱包	
処 理 量	4t/年	

g. 特定ごみ(蛍光灯、乾電池、不燃物)の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	野村興産(株)イトムカ鉱業所	
所 在 地	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1	
処理方式	水銀含有廃棄物を焙焼炉にて加熱し水銀を回収する	
処 理 量	廃乾電池20t/年、廃蛍光管8t/年	

h. し尿処理施設(焼却灰)の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	ツネイシカムテックス(株)	
所 在 地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250番地1	
処理方式	焼却(焼成)・造粒	
処 理 量	焼却灰30t/年	

※ し尿処理施設は北杜市北部ふるさと公苑に限る。

i. し尿処理施設(沈砂汚泥)の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	イー・ステージ(株)
所 在 地	長野県佐久市小田井508番地2
処理方式	セメント固化
処 理 量	沈砂汚泥2t/年

※ し尿処理施設は北杜市北部ふるさと公苑に限る。

j. し尿処理施設(貯留槽沈砂汚泥)の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	(株)南信サービス
所 在 地	長野県下伊那郡松川町元大島2715番地43
処理方式	脱水処理
処 理 量	貯留槽沈砂汚泥30t/年

※ し尿処理施設は北杜市北部ふるさと公苑に限る。

k. 特定ごみ(不燃物)の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	高野産業(株)
所 在 地	山梨県韮崎市下祖母石2278番地1外
処理方式	選別、破砕
処 理 量	不燃物2.1t/年

l. 特定ごみ(不燃物)の中間処理施設の概要及び処理量

名 称	オリックス資源循環(株)
所 在 地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
処理方式	焼却、熔融
処 理 量	不燃物2.1t/年

(4) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

ア 市で収集しない廃棄物

- a. 農薬、汚泥、建設廃材、自動車、オートバイ、焼却灰、土砂、塗料、廃油、肥料、ブロック、薬品、爆発危険物、有毒危険物、がれき、レンガ等は、市民が直接市許可業者へ処理を委託するものとする。
- b. 事業系一般廃棄物(会社、事業所、商店、飲食店、農業等)は事業者が直接市許可業者に処理を委託するものとする。
- c. 特定家庭用機器再商品化法対象品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)はリサイクルが義務づけられているため、これを購入した家電小売店、または買い換えを行う家電小売店などへ市民が処理を依頼するものとする。その他、市許可業者でも処理が可能(有料:リサイクル料+収集運搬料)。また個人で郵便局にてリサイクル料を支払い、指定取引場所に持ち込むことも可能。

○ 指定引取場所

- ・都留貨物自動車(株)甲府支店 TEL 055-273-5661
中央市山ノ神流通団地2473-11
- ・日本通運(株)山梨支店 TEL 055-274-8211

中央市中楯769

- d. パソコンは資源有効利用促進法に基づき、市民が直接パソコンメーカーに回収を申し込むものとする。
- e. 医療廃棄物は、市民が販売店、病院又は廃棄物処理業者に直接処理を依頼するものとする。
- f. 市内の別荘から排出される廃棄物は、市内4箇所(明野・高根・大泉・白州)での拠点回収(可燃・不燃・危険ごみのみ)をするとともに、「北杜市ごみ及び資源物収集所設置要綱」の設置基準に適合した場合、市の指定収集所と位置づけ、市による回収の対象とする。

イ 有料収集

適正処理困難物(タイヤ、バッテリー、スプリング入りマット、ボイラー、温水器等)及び通常収集へ排出できない1辺が1.5mを越える大型粗大ごみは、年1回町毎に有料収集を実施する。